

# 株式会社寺岡製作所 CSR ガイドライン

## 1. 安全・品質

### (1)消費者・取引先のニーズに応える製品・サービスの提供

消費者・取引先のニーズを把握して、社会的に有用な製品を開発、提供する。

### (2)製品・サービスの安全確保

各国、各地域に定められた安全法規等を満たした製品・サービスを提供する。

### (3)製品・サービスの品質確保

品質を確保する全社的な仕組みを構築、運用する。

### (4)製品・サービスに関する適切な情報の提供

製品・サービスに関する適切な情報を消費者・取引先に提供する。

## 2. 環境

### (1)環境マネジメント

幅広い環境活動を推進する為、各国・地域の法令を遵守するとともに全社的な管理の仕組みを構築して、継続的に運用、改善する。

### (2)気候変動への対応

製品・サービスおよび事業活動プロセス(調達・加工等)において、温室効果ガス(GHG)排出量削減および設備導入等によるエネルギー消費の削減を推進するとともに、自然エネルギーの活用に努める。

### (3)省資源・廃棄物削減

5R(Reduce 減らす・Reuse 再利用する・Recycle リサイクルする・Refuse 不要なものは断る・Repair 修理して長く使用する)の推進を通じて、省資源、資源循環、資源の生産性向上に努める。

### (4)大気・水・土壌等の環境汚染防止

大気、水、土壌等の汚染防止に関する各国・地域の法令を遵守するとともに、汚染物質の削減に寄与す

る取り組みや設備導入等を行い、環境汚染を防止する。

#### (5)化学物質の管理

環境汚染の可能性のある化学物質の安全な管理を行う。製品については、各国・地域の法令で禁止された化学物質を、当該国・地域において含有しない。

製造工程においても禁止された化学物質は使用せず、各国・地域の法令で指定された化学物質に関しては、法令に基づき排出量の把握・行政への報告を行う。

#### (6)生物多様性への配慮

持続可能な調達を通じた自然の保護を推進するとともに、周辺環境との調和に配慮した街づくりや緑化に努める。

### 3. 人権・労働

#### (1)人権尊重

人の多様な価値観、基本的人権を尊重し、ハラスメントを含む人権侵害行為は一切行わない。

#### (2)差別の禁止

出生、国籍、人種、民族、信条、宗教、性別、年齢、身体、趣味、学歴、性的指向・性自認などに基づく非合理的あらゆる差別を行わない。

#### (3)児童労働の禁止

各国・地域の法令による就労可能年齢に達しない児童の労働は認めない。

#### (4)強制労働の禁止

心理的・肉体的に不当に拘束する手段によって、労働者の意思に反した労働を行わせない。

#### (5)賃金

最低賃金、超過勤務、賃金控除、出来高賃金、その他給付等に関する各国・地域の法令を遵守する。

#### (6)労働時間

従業員の労働時間（超過勤務を含む）の決定、及び休日・年次有給休暇の付与その他について、各国・地域の法令を遵守する。

#### (7)従業員との対話・協議

従業員の代表、もしくは従業員と、誠実に協議・対話する。

従業員が自由に結社する権利または結社しない権利を、各国・地域の法令に基づいて認める。

## 4. 安全健康衛生

### (1)労働安全

職務上の安全に対するリスクを特定・評価し、適切な設計や技術・管理手段をもって安全を確保する。

### (2)労働災害・労働疾病

労働災害および労働疾病の状況を特定・評価・記録・報告し、適切な対策および是正措置を講じる。

### (3)産業衛生

職場において、有害な生物的・化学的・物理的な影響に従業員が曝露するリスクを特定・評価し、適切な管理を行う。

### (4)身体的負荷のかかる作業への配慮

身体的に負荷のかかる作業を特定・評価のうえ、労働災害・労働疾病につながらないように適切に管理する。

### (5)機械装置の安全対策

従業員が業務上使用する機械装置について安全上のリスクがないか評価し、適切な安全対策を講じる。

### (6)施設の安全衛生

従業員の生活のために提供される施設（寮・食堂・トイレなど）の安全衛生を適切に確保し、また、緊急時の適切な避難経路を確保する。

### (7)従業員の健康管理

全ての従業員に対し、適切な健康管理を行う。

### (8)感染症の流行・パンデミックへの対策

全ての従業員に対し、職場に於ける衛生面への対応徹底に加え、テレワークの推進や通勤形態の変更も含め、働き方の多様性を提供することで、安全確保に努める。

## 5. 倫理・コンプライアンス

### (1)法令の遵守

各国・地域の法令を遵守する。コンプライアンス徹底のための、方針や体制、行動指針・通報制度・教育等の仕組みを整備し、実施する。

## (2)反社会的勢力との関係遮断

市民社会の秩序又は安全に脅威を与える反社会的勢力には、毅然とした態度で対応し、一切関係を持たない。

## (3)機密情報の管理・保護

取引先・第三者・自社従業員の個人情報、及び取引先・第三者の機密情報は、正当な方法で入手するとともに、厳重に管理し、適正な範囲で利用し、保護する。

## (4)知的財産の保護

自社が保有あるいは自社に帰属する知的財産権を保護するとともに、第三者の知的財産の不正入手・使用、権利侵害を行わない。

## (5)競争法の遵守

各国・地域の競争法を遵守して、私的独占、不当な取引制限（カルテル、入札談合等）、不公正な取引方法、優越的地位の濫用などの行為を行わない。

## (6)輸出取引管理

製品の輸出・輸入及び技術の海外提供にあたっては、関係法令に従って適切な手続きを行う。

## (7)腐敗防止

政治献金・寄付等は各国・地域の法令に基づき実施し、政治・行政と透明かつ公正な関係づくりに努める。不当な利益・優遇措置の取得・維持を目的に、ビジネスパートナーに対して、接待・贈答・金銭の授受、供与は行わない。

## (8)責任ある資源・原材料の調達

紛争鉱物、人権侵害等の社会問題に関わる原材料の不使用を目指し、状況把握と適切対応に努める。

# 6. リスクマネジメント

## (1)リスク管理の仕組み構築・運用

企業の事業行動に関するリスクの分析を行っており、早期復旧や事業継続のための生産拠点の事業継続計画(BCP：Business Continuity Plan)の策定・運用を予定している。

## (2)災害時の行動

災害発生時には、従業員の人命の確保を第一に、早期の生産復旧に努める。

### (3)情報セキュリティ

ネットワーク上の脅威に対する防御策（サイバーセキュリティ等）を講じて、情報漏洩等によって自社および他社に被害を与えないよう管理するとともに、従業員の教育を行う。

## 7. 情報開示

環境、財務状況・業績、事業活動の内容などの情報をステークホルダーに対し、適宜・適切に開示するとともに、オープンで公正なコミュニケーションを通じてステークホルダーとの相互理解、信頼関係の維持・発展に努める。

## 8. 社会貢献

地域社会との密接な連携と協調を図り、社会の持続的発展に貢献するとともに、様々な社会貢献活動（学術・文化・スポーツ支援、ボランティア活動参加支援、災害等発生時の支援物資の提供等）を積極的に実施し、地域社会との絆を築く。

## 9. 自社および取引先への CSR 活動の展開

### (1)自社内における構築・運用

CSR の重要性を正しく理解し、CSR 活動を推進する為の組織体制などの仕組みを構築し、適宜・適切に運用する。

### (2)自社から取引先に対する展開

取引先に対しても当ガイドラインの趣旨を踏まえた方針をお伝えし、その実態把握に努め、必要に応じ協調・協力して CSR 活動に貢献する。